

各都道府県ビルメンテナンス協会  
会 長 様  
事務局長 様

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
会 長 佐々木 浩二

「デジタル原則」への建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対応について  
(厚生労働省)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見直しが求められています。

これを受けて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)等における「対面講習」及び「往訪閲覧」に係る規制等に関して、法令及び通知上の解釈の明確化を図ることとされている下記事項等について、添付の通り厚生労働省において整理され、周知の依頼がありましたので、お知らせします。

従事者研修登録機関である地区協会におかれましては、これを踏まえてご検討いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 対面講習

- (1) オンラインによる監督者講習等の取扱い
- (2) オンラインによる監督者講習等を行うに当たっての各手続段階における留意事項
  - ア 受講申込時について
  - イ 講習実施時について
  - ウ 修了証の発行等について
  - エ その他の留意事項

2 往訪閲覧

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 高木  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階  
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 h\_takagi@j-bma.or.jp

健生衛発1228第6号  
令和5年12月28日

各監督者講習等登録機関の長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への建築物における衛生的環境の確保に関する法律における対応について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見直しが求められています。

これを受けて、今般、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)等における「対面講習」及び「往訪閲覧」に係る規制等に関して、法令及び通知上の解釈の明確化を図ることとされている事項等について、下記のとおり整理しましたので通知します。

## 記

### 1 対面講習

#### (1) オンラインによる監督者講習等の取扱い

建築物衛生法第7条第1項第1号に基づく建築物環境衛生管理技術者資格取得講習、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。)第25条第2号に基づく清掃作業監督者講習・再講習、第25条第3号に基づく清掃作業従事者研修、第26条第2号に基づく空気環境測定実施者講習・再講習、第26条の3第2号に基づくダクト清掃作業監督者講習・再講習、第26条の3第3号に基づくダクト清掃作業従事者研修、第28条第4号に基づく貯水槽清掃作業監督者講習・再講習、第28条の3第4号に基づく排水管清掃作業監督者講習・再講習、第28条の3第5号に基づく貯水槽清掃作業従事者研修、第29条第3号に基づく防除作業監督者講習・再講習、第29条第4号に基づく防除作業従事者研修、第30条第2号に基づく統括管理者講習・再講習及び第30条第5号に基づく空調給排水管理監督者講習・再講習に関して、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、

オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段等も含まれるものとします。

## (2) オンラインによる監督者講習等を行うに当たっての各手続段階における留意事項

### ア 受講申込時について

受講申込についてオンライン手続とする場合(オンライン手続と郵送・窓口手続のいずれも可能とする場合を含む。)は、申請情報等の電子的情報に係る情報セキュリティ対策を適切に講じる必要があります。

### イ 講習実施時について

オンラインによる監督者講習等を行う場合であっても、建築物衛生法第7条の8及び施行規則第25条の8第1項(第26条の2第3項、第26条の4第3項、第28条の2第3項、第28条の4第3項、第29条の2第3項及び第30条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく監督者講習等の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)で定めた講習科目、講習時間及び講師の要件等を満たした上で、教本等必要な教材を用いて行うとともに、受講者が受講した事実を適切に確認する必要があります。

### ウ 修了証の発行等について

修了証について、デジタル発行とする場合(デジタル発行と紙媒体での発行を選択的に可能とする場合を含む。)は、電子証明書等の電子的な真正性の担保に留意してください。

### エ その他の留意事項

オンラインによる監督者講習等を実施する場合は、業務規程を変更し、変更した業務規程に基づいた監督者講習等の業務を開始する前に、厚生労働大臣に届け出る必要があります。その際、受講者の本人確認、受講者からの質疑への対応、なりすまし等の不正により受講した者に対する措置に係る規定は必ず記載してください。

## 2 往訪閲覧

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条の10等に基づき、備え付けが義務付けられている財務諸表等については電子化(紙ファイルのPDFスキャンでも可)していただくとともに、同条第2項に基づく閲覧等については、申請から閲覧等までをインターネットで完結する措置、当該財務諸表等をホームページで公開する等の措置を、貴機関の可能な範囲で順次講じていただくようお願いします。

以上

(参考①) 7項目のアナログ規制 点検条項の一覧表 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係、対面講習及び往訪問覧のみ抜粋)

・ デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表 (2022年12月21日)

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221\\_meeting\\_administrative\\_research\\_outline\\_08.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221_meeting_administrative_research_outline_08.pdf)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し(否)かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
別表2	10	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第7条第1項第1号	建築物環境衛生管理技術者資格取得講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第25条第2号イ、ロ	清掃作業監督者講習・清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第25条第3号	清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	19	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条第2号イ、ロ	空気環境測定実施者講習・空気環境測定実施者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の3第2号イ、ロ	ダクト清掃作業監督者講習・ダクト清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	21	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の3第3号	ダクト清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	22	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条第4号イ、ロ	貯水槽清掃作業監督者講習・貯水槽清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	23	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の3第4号イ、ロ	排水管清掃作業監督者講習・排水管清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	24	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の3第5号	排水管清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	25	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条第5号	貯水槽清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	26	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条第3号イ、ロ	防除作業監督者講習・防除作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	27	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条第4号	防除作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	28	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第30条第2号イ、ロ	脱脂管理者講習・脱脂管理者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	29	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第30条第5号イ、ロ	空調給排水管理監督者講習・空調給排水管理監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年度 4月～6月	講習一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	178	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第7条の10第2項	建築物環境衛生管理技術者講習登録機関の財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3①	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
別表2	179	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条の11第2項	登録改正機関における財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3①	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	207	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第25条の10第2項	清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	208	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の2第3項	空気環境測定実施者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	209	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の4第3項	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	210	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の2第3項	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	211	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の4第3項	排水管清掃作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	212	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条の2第3項	防除作業監督者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	213	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第30条の2第3項	脱脂管理者講習等登録機関における財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	完了済み		告示、通知・通達等の発出又は改正